

厚木精華園家族会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は会員相互の親睦融和を図りながら、厚木精華園の利用者を人生の主体者として尊重し、また利用者の代弁者として厚木精華園に対し意見具申等を行い、利用者一人ひとりの幸福な生活が維持できるように支援することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は厚木精華園家族会（以下「家族会」という。）と称し、事務局を厚木精華園内に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は厚木精華園利用者の家族及びそれに準ずる者をもって構成する。

(事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 毎月家族と職員の会を開催して、利用者の福祉増進を図る。
- (2) 厚木精華園の事業に対し全幅の協力をする。
- (3) 利用者、会員の慶弔見舞金等の意思表示
- (4) その他本会発展のための特別事業

第2章 役員

(役員)

第5条 本会の次の役員を置く。

- (1) 会長1名 副会長1名 会計1名 書記1名 代表幹事3名
監事6名 会計監査2名
- (2) 顧問または相談役若干名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し総会並びに役員会を招集し会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の仕事を代行する。
- (3) 会計は本会の収入収支を司り、決算事務をもつて総会に報告する。
- (4) 書記は総会並びに役員会の議事を記録し、庶務事務を司る。
- (5) 代表幹事及び幹事は会長、副会長を補佐し、総会に附する議事を評議し決議する。
- (6) 会計監査は会計の監査をする。
- (7) 顧問または相談役は会長の諮問機関とする。

(役員の仕事)

第7条 第5条第1号の役員の仕事は幹事を除く役員は2年、幹事は1年とする。ただし、再

選を妨げない。

2 各役員に欠員が生じたときは速やかに補充し後任者は前任者の残任期間とする。

(役員を選出)

第8条 第5条第1号の役員を選出は会員のうちから次の方法によつて行う。

(8) 役員(代表幹事及び幹事を除く)は総会において選出する。

(9) 代表幹事及び幹事は寮別の互選とし、総会の承認を受ける。

2 第5条第2号の役員は役員会の推薦により、会長が委嘱する。

第3章 会議

(総会)

第9条 総会は毎年5月に開催する。ただし、会員の2分の1以上の要請により臨時総会を開催することができる。

第10条 総会は2分の1以上の出席をもつて開催し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第11条 総会の付議事項は次のとおりとする。

(1) 会則の改廃

(2) 役員を選出

(3) 事業計画及び予算

(4) 事業報告及び決算

(役員会)

第12条 役員会は毎年1回開催する。ただし、構成員の過半数が出席または同意しなければ成立しない。

第13条 本会の運営に関し、必要な細則は会則に反しない限り、役員会の決議により定めることができる。

第4章 会計

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、預金利子及び寄附金等をもつてこれに充てる。

(会費)

第16条 4月1日在籍者の家族の会費は年額6,000円とする。年度途中の入会者の会費は月割りとする。

2 会費は事情により減免することができる。

第17条 前条第2項の規定については会長に委任する。

第18条 会費は毎年総会までに納入する。

第19条 納入した会費は、その理由の如何を問わず、これを返戻しない。

附 則

本会則は平成6年7月1日から施行する。

附 則

本会則は平成10年5月5日から施行する。

附 則

本会則は平成15年5月4日から施行する。